

山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用の手引き

この手引きは、本市の下水道事業に対する市民等の理解と関心を高めるため、下水道マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）の有効的な活用及び適切な使用を図ることを目的として、申請方法、注意点等について記載しています。

1 デザインについて

デザインは、別図のとおりとします。

2 デザイン使用の手続きについて

- (1) 申請者は、山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて山形市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出してください。
- (2) 管理者は、申請書の内容について審査し、適当と認める場合は、山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用許可通知書（様式第2号）により申請者に通知します。

許可を受けた者（以下、「使用者」という。）は当該許可に係る事項に変更が生じたときは、再度、その許可を受けなければなりません。

- (3) 管理者は、次の項目のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を許可しません。また、使用を許可しないときは、山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知します。

ア 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

イ 政治、選挙又は宗教活動のほか、法律に抵触する活動等に関与するおそれがあるとき。

ウ 不当な営利目的の宣伝や広告に利用するとき。

エ 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

オ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。

カ 申請者が、山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等であるとき、又はデザインの使用が暴力団の利益になり、若しくは暴力団の活動を助長するおそれがあるとき。

キ その他、管理者が不適当と認めたとき。

- (4) デザインの使用料は、無料とします。

3 使用許可の取消しについて

- (1) 管理者は、使用者が次の項目のいずれかに該当するときは、デザインの使用許可を取り消し、その使用を差し止め、又は必要な指示等を行うことができることとします。使用許可を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、管理者はその責任を負いません。

ア この手引きに基づく内容に違反したとき。

イ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

ウ その他、管理者が不相当と認めたとき。

4 遵守事項等

使用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

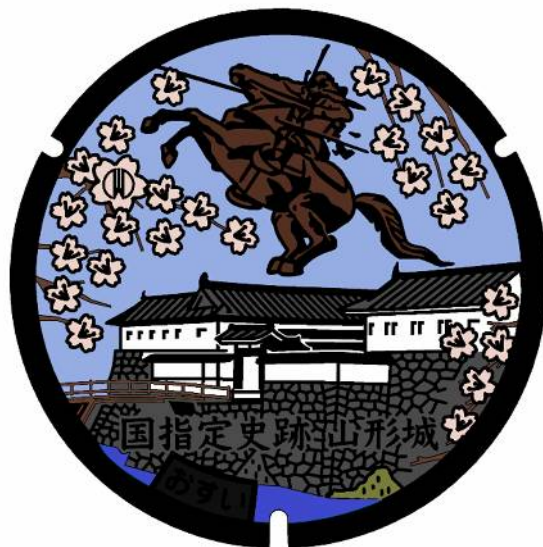
- (1) デザインの使用許可を受けた目的又は用途にのみ使用すること。
- (2) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) デザインを使用して自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (4) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) デザインの形状を正しく使用し、形状の全部若しくは一部、又は縦横の比率を変更しないこと。
- (6) 使用者がデザインを使用して作成した商品、印刷物等の完成品の確認を行うため、その完成品の提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるときは、その写真等の提出をもって代えることができるものとします。
- (7) デザインの使用に関し、使用者と第三者の間に紛争が生じたときは、使用者の責任において解決すること。
- (8) 管理者は、デザインの使用により、市に対して不利益または損害を生じさせた場合、使用者に対して賠償を請求することができるものとします。

別図

No. 1 ベニバナ



No. 2 山形城



様式第 1 号

年 月 日

山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用許可申請書

山形市上下水道事業管理者

申請者 住所
名称
代表者名

山形市上下水道部マンホール蓋デザインを使用したいため、次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用の手引きの内容を遵守します。

使 用 デ ザ イ ン	☐ ベニバナ	☐ 山形城	
使 用 目 的			
物 品 名			
製 作 数 量			
連 絡 先	【担当者】 【電 話】 【F A X】 【E-mail】		
申 出 事 項 ※右記の内容を 確認の上、了承す る場合は「 ☒ 」す ること。	☐ 山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用の手引き 2（3）のいずれにも 該当しません。		

備考

添付書類として、マンホール蓋デザインの使用に際しての企画書等の使用内容を確認することが
できる書類（任意様式）を添付すること。

第 号
年 月 日

山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用許可通知書

様

山形市上下水道事業管理者 

年 月 日付で申請のありました山形市上下水道部マンホール蓋デザインの使用について、次のとおり許可します。

使 用 デ ザ イ ン	☐ ベニバナ	☐ 山形城	
使 用 目 的			
特 記 事 項	1 山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用の手引きを遵守願います。 2 原則、デザインは変更できません（彩色等の微調整は変更に含まれません）。 ただし、事前に協議の上、承認を得たものは変更可とします。 3 許可を受けた商品が完成した際には、その商品が山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用の手引きに反することがないことを確認するため、その商品の提出をお願いいたします。		

【遵守事項等】

- 使用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) デザインの使用許可を受けた目的又は用途にのみ使用すること。
 - (2) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (3) デザインを使用して自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
 - (4) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) デザインの形状を正しく使用し、形状の全部若しくは一部、又は縦横の比率を変更しないこと。
 - (6) 使用者がデザインを使用して作成した商品、印刷物等の完成品の確認を行うため、その完成品の提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるときは、その写真等の提出をもって代えることができるものとします。
 - (7) デザインの使用に関し、使用者と第三者の間に紛争が生じたときは、使用者の責任において解決すること。
 - (8) 管理者は、デザインの使用により、市に対して不利益または損害を生じさせた場合、使用者に対して賠償を請求することができるものとします。

第 号
年 月 日

山形市上下水道部マンホール蓋デザイン使用不許可通知書

様

山形市上下水道事業管理者 印

年 月 日付で申請のありました山形市上下水道部マンホール蓋デザインの使用について、次のとおり不許可とします。

不 許 可 事 由	
--------------	--